

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 資料 10-1（共通）        | 令和 5 年 3 月 23 日 |
| 障害福祉サービス等に係る事業者説明会 |                 |
| 千葉市障害福祉サービス課       |                 |

## 障害者虐待の防止に向けて

### 1 はじめに

令和3年度から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「基準省令」という。）が改正されたことにより、虐待の防止等の措置及び身体拘束等の適正化が令和4年度より義務化されたほか、令和5年度からは身体拘束廃止未実施減算が適用されることとなります。そのため、改正内容について再周知を行うとともに、障害者虐待を行った場合の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく不利益処分について、一般的な事項を説明いたします。

### 2 令和3年度基準省令改正による変更点

#### （1）障害者虐待防止の更なる推進【全サービス】

障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込むこととされました。

※令和4年度から義務化。

##### ① 従業者への研修実施

② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会（注）を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

##### ③ 虐待の防止等のための責任者の設置

（注）虐待防止委員会の役割は、虐待防止の計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待発生後の検証と再発防止策の検討等

#### 【参考】

・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容【厚生労働省】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000759620.pdf>

※リンク先「ページ 番号 22」をご確認ください。

#### （2）身体拘束等の適正化の推進

【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

身体拘束等の適正化に更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項が追加されるとともに、減算要件が追加されました。

令和4年度から義務化。減算は令和5年4月から適用。

**【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援】**

訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も含め対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算(令和5年4月から適用)」が創設されました。

※令和4年度から義務化。減算は令和5年4月から適用。

**≪運営基準(一部新設)≫**

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は、全て新設。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(令和4年度から義務化。)
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。(令和4年度から義務化。)
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。(令和4年度から義務化。)

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなします。

**≪身体拘束廃止未実施減算(一部新設)≫ 5単位/日**

次の基準のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は、新設。(令和5年4月から適用)

- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(令和5年4月から適用)
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。(令和5年4月から適用)
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。(令和5年4月から適用)

**事業所として、適切に委員会の設置等を行っていない場合、令和5年度からは減算が適用されますのでご注意ください！！**

これらについては、別紙「運営基準改正の概要(虐待防止推進関係)解釈」にもまとめていますので、ご参照ください。

### 3 不利益処分について

#### (1)不利益処分の種類(根拠法条)とその内容

##### ア 命令(障害者総合支援法第49条第5項)

条例で定める基準に適合していない等の事実が認められ、是正措置を勧告した後、正当な理由がなくその勧告に係る是正措置をとらなかった場合は、その旨を公表するとともに、当該指定事業者等に対し期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

事業所が命令にも従わない場合は、指定の取消し、全部効力停止又は一部効力停止のいずれかの処分を行うこととなります。

##### イ 指定取消(障害者総合支援法第 50 条)

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合で、その違反の程度が著しいときは、当該指定障害福祉サービスの指定を取り消すことができます。

なお指定取消処分を受けた場合、指定事業所としてのサービス提供、給付費の代理受領等が行えなくなるほか、当該法人及びその役員等は 5 年間「欠格事由該当者」となり、他自治体においても新規指定を受けることができなくなります。

##### ウ 指定の全部効力停止(障害者総合支援法第 50 条)

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合、その違反の程度に応じ、期間を定めて指定の全部効力停止を行います。

全部効力停止処分により、効力停止期間中は、指定事業所としてのサービス提供、給付費の代理受領等が行えなくなります。なお、効力停止期間は、概ね1月～1年程度です。

##### エ 指定の一部効力停止(障害者総合支援法第 50 条)

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合、その違反の程度に応じ、期間を定めて指定の一部効力停止を行います。

なお、効力停止の内容は新規利用者の受入停止が想定され、効力停止期間は概ね1月～1年程度です。

##### オ 不正利得及び加算金の徴収決定(障害者総合支援法第 8 条第2項)

指定事業者が、偽りその他不正の行為により自立支援給付費の支給を受けたときは、その支払った額につき返還させるほか、その返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額 (=40%の加算金)を徴収することができます。

この徴収金は、地方税の滞納処分の例により処分することができ、督促後もなお滞納状態が継続する場合、市は、裁判所の手続によることなく、預金差押え等の強制執行を行うこととなります。

## (2)処分による事実上の影響

### ア 処分の公表及び周知

本市では、指定取消処分及び全部又は一部の効力停止処分をしたときは、記者発表をするほか、市ホームページにも行政処分情報を掲載し、厚生労働省、他自治体及び市内事業所への周知もあわせて行います。

さらに、指定取消処分をしたときは、処分した旨を公示し、欠格事由該当については厚生労働省及び他自治体に対する情報提供も行います。

また、命令をしたときは、その旨を公示し、市ホームページにも行政処分情報を掲載します。

これらの公表及び周知により、処分を受けた事業者は、社会的な信用を失うなどの大きな事実上の不利益を受けることとなります。

### イ 利用者・他事業所への影響

指定取消しや全部効力停止の場合、利用者にとっては、突然事業所が利用できなくなるため、今後もサービスの利用を行うのであれば、移転先を探す必要が生じます。

近隣事業所は、受入れの可否を検討することとなります。

処分を受けた事業所は、利用者及び相談支援事業者への連絡、移転先探しの協力、近隣事業所への依頼等を自ら行う責任があります。

## (3)刑罰

虚偽答弁・報告及び不正請求については、刑法 264 条(詐欺罪・10 年以下の懲役)、児童福祉法第 62 条第 4 号(30 万円以下の罰金)等の罰則規定が適用され得る。